



www.alpajapan.org

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

Date 2003.7.16 No 26 - 90

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

JAL706 便裁判問題

IFALPA LEGAL 委員会で

今後の支援活動について論議されました

IFALPA Joint Meeting 報告

去る6月9日から12日までIFALPA LEGAL, ACCIDENT ANALYSISそしてINDUSTRIAL CommitteeによるJoint Meetingが開催された事はすでに皆様に御知らせいたしましたが、今回はその内のLEGAL委員会(以下LEG委員会)の報告を致します。

LEG委員会は10、11日の2日間に亘り開催されました。委員長は南アフリカALPAのFanie Coetzee機長(B737)で弁護士の資格を有しています。LEG委員会は参加者が20数名の比較的規模の小さな委員会ではありますが、委員会の持つ性格上、専門的な知識が必要とされる場面も多々あり、常に各国の法体系や運用の違いを理解しつつ問題を乗り越えるといった重要な役割を担わされています。毎年の委員会には、US-ALPAの弁護士が参加し各ALPAの委員と共に自由な雰囲気の中で活発な議論が行われています。今回の委員会では、ALPA Japanとして始めて顧問弁護士である米倉弁護士に2日間参加をお願いし、各国ALPA委員からの質問に対して法的な側面から日本の現状と問題点を解説して頂きました。



乗員の刑事責任追及問題が LEG 委員会の最重要課題

LEG 委員会では多くの問題を取り扱っていますが、JAL706 便裁判に見られるように、乗員の刑事責任追及問題に関しては最重要な課題の一つとして取り上げられています。今委員会の中では日航機長組合より JAL706 便の取り組みに対するプレゼンテーションが行われ、その後、質疑応答と IFALPA として日航機長組合の取り組みをどのように支援していくかの議論が交わされました。2 日間の委員会を通じて 706 便裁判経過と問題点がより深く明確に各 ALPA 委員に理解されました。

Captain Authority とは？

また LEG 委員会では“ Captain Authority”（機長権限）も重要な議題として論議しています。今秋には“ Flight time & Duty time”に関する ICAO ANNEX の改訂が予定されていますが、ICAO ANNEX には機長権限に関する記述はほとんどありません。今後も ICAO ANNEX の改訂を目指して IFALPA LEG 委員会として積極的に議論を続けていきます。

今回は東京での委員会開催であり、ALPA Japan から顧問弁護士を含め 5 名が参加しました。全ての議題が活発な議論とともに取り扱われ、今委員会が有意義であったこと及び次回の委員会が 10 月 8 , 9 日に Mexico City で開催される事を確認して 2 日間の LEG 委員会は閉会しました。